

本校における教育実習について

令和5年度（2023年度）教育実習の「申込期間」は、令和4年（2022年）4月18日（月）～令和4年（2022年）5月20日（金）になります。

本校での教育実習を希望する場合は、次に掲げる要領に従って、教育実習実施の前年度に申し込んでください。「申込期間」を過ぎると受付をしませんので十分に注意してください。

なお、電子メールでの申し込みは受付していません。直接来校するか電話等にて、教頭もしくは教務主任に、教育実習を申し込む旨を連絡してください。

電話 027-353-3155

令和5年度 教育実習要領

1. 受入条件

- 特別支援学校教員免許取得を目標としており、大学で特別支援学校の教職課程を履修していること。
- 教員採用試験を受験予定であること。

2. 実習期間

- 令和5年（2023年）10月10日（火）～23日（月）の10日間とする。
- ※ 予定のため変更する場合があります。

3. 定員

- 実習生全体で在籍生徒の全学年数分（3人）を超えないことを原則とする。

4. 申込受付

- 実施前年の、4月18日（月）から5月20日（金）まで（土・日・祝祭日を除く）を「申込期間」とし、教頭もしくは教務主任に申し込む。
- 定員に達した場合は申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

5. 面接

- 実施前年の夏季休業中指定日に校長・教務主任が面接を行い、その結果を審査の上、校長が実習生に内諾を与える。面談の日時は、担当が調整し、連絡する。

※ 大学宛に内諾書等を提出する必要がある場合には、書類を面接実施前に本校まで持参または郵送してください。そのとき、直接大学等へ返信を希望する場合には、切手を貼付し宛名を記入した返信用封筒を同封してください。

6. 教育実習生オリエンテーション

- 実習を行う年度の夏季休業中指定日にオリエンテーションを行う。ここで教頭より教育実習の心得、諸注意、手続き等が話され、教科との打ち合わせが行われる。担当が実習計画等を立案し、連絡を行う。